

千葉県内の生産者の皆さまへ

平成30年4月1日をもって、稲、麦及び大豆の種子供給等を都道府県に義務付ける主要農作物種子法（以下、種子法）が廃止となりました。これに対し、県では、同日付けで千葉県主要農作物種子対策要綱を施行し、種子法廃止後もこれまでどおり、種子の安定供給等ができるよう、種子の生産・供給体制を整備しています。



新たな要綱によって引き続き行う県の種子対策

種子計画の策定

県内の種子需要動向をもとに種子の生産・供給計画を策定します。

種子の審査

種子品質を担保するため、県がほ場審査・生産物審査を行う体制を維持し、審査証明書を発行します。

種子の供給

千葉米改良協会は種子の計画的な生産・流通等の業務を行い、県は本業務が円滑に推進されるよう支援します。

原種等の生産

原種及び原原種は、奨励品種及び知事が特に必要と認める品種から選定し県が生産します。

奨励品種の決定

本県の気候、土壌及び需要動向等を勘案し、県内で普及すべき優良な品種を本県における奨励品種とします。



採種ほ場における異形株等の抜取り



採種ほ場現地指導会



種子目合わせ会



種子発芽試験

千葉県・千葉米改良協会